

第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議要旨

日時：令和2年12月2日（水）

9時55分～10時30分

場所：庁舎2階 大会議室

【議事】

1 市主催イベント・会議等の考え方について

本市においては、11月30日までの考え方を定め対応して来たところではありますが、今回の国・県における方針等も踏まえつつ、12月以降の催物開催については、当面来年2月末まで、現状の「市主催のイベント・会議等の考え方」を継続し取り組むこととする。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」等を念頭に、喫煙所、休憩室、更衣室等での感染予防対策について取り組むものとする。併せて、職員の出張についての当面の取り扱いを定める。なお、本考え方については、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

2 庁舎における新型コロナウイルス感染防止の徹底について

- ・応接スペース入り口に、感染拡大防止の取り組み内容とともに、症状がある方の入室を遠慮していただく旨の、来庁者への表示を行うこととする。
- ・応接スペースにはできる限りアクリル板等の設置を行い、感染拡大防止を図ることとする。
- ・応接室における茶菓の提供は行わないこととする。
- ・会議会場への入室時のマスク着用、検温、手指消毒といった感染症防止対策の徹底を図ることとする。
- ・飲食時の会話を控えるとともに、会話する際はマスクを着用することとする。

3 特に共有すべき事項について

- ・厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症用ワクチンが提供できるようになった場合の、早期の体制づくりについて指示があり、医療局及び医師会と連携し体制の構築を図っていく。

4 その他

- ・37.5℃以上の発熱がある場合や呼吸器症状がある場合は、勤務は行わず、発熱外来を受診すること。
- ・職員間で、市が実施する感染症対策等が常時確認できるようにすること。